

小貝川フラワーフェスティバル

5月12日、小貝川ふれあい公園で、約200万本のポピーが咲く中、小貝川フラワーフェスティバルが開催され、市民ステージや地元物産の直売が行われ、1万人の来場者で賑わいました。



花とふれあいまつり／Eボート大会

5月19日、鬼怒フラワーラインで、約50万本のポピーとこいのぼりが泳ぐ中、花とふれあいまつりとEボート大会が同時開催されました。市民団体による花のステージ発表や出展ブース、Eボートの白熱した試合など、盛り上がりを見せました。

写真 商工観光課



エスティローダーで英語とキミの未来セミナー



エスティローダーにて

しもつま鯨工業団地に立地するELAPSC合同会社(エスティローダー)において、「英語とキミの未来セミナー」が開催されました。

これは、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指す取り組みとして、市立小学校1校をモデル校として6年生を対象に実施したものです。

児童たちは英語による会社説明を聞いたり、グループで英語ネイティブの外国人社員とジェスチャーを交えながら、目をきらきらと輝かせて英語でのコミュニケーションを図ったりしました。参加した児童からは、「本物の英語が聞けてよかった」「自分の英語のレベルはまだまだだと思った」などの感想が寄せられました。

写真 指導課

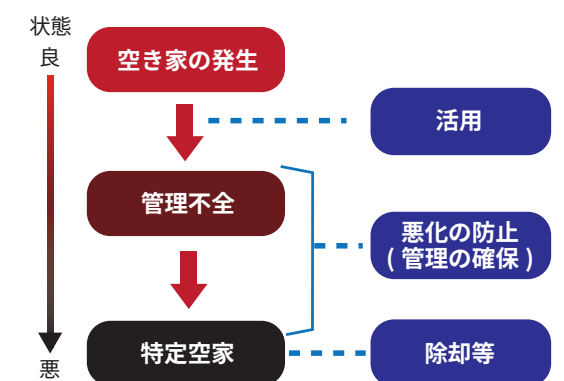
空き家法改正 管理の徹底を！

平成26年に施行された『空家等対策の推進に関する特別措置法(空き家法)』が、令和5年に改正・施行されました。

全国において、使用していない、使用する予定のない空き家は、平成10年からの20年でおおよそ1.9倍まで増えています。今後も増加見込みであること、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があるため、法の改正が行われました。

今回の改正は、大きく「活用拡大」「管理の確保」「特定空家の除却」を3つの柱としています。中でも、空き家の所有者にとって大きな点は「管理不全空家等」という新しい枠組みの創設です。

従前の空き家法では、特に危険が見られる「特定空家等」に対して「助言・指導」、「勧告」、「命令」、「行政代執行」ができた規定でしたが、改正により特定空家になる恐れのある「管理不全空家等」に対しても、「助言・指導」、「勧告」を行うことができました。「勧告」措置が取られた場合には、固定資産税の住宅用地特例(土地の固定資産税が最大6分の1まで減額される特例)から除外され、固定資産税額が高くなる可能性があります。



従前の空き家法



特定空家等のみ措置がとれる

改正された現在の空き家法



特定空家等だけでなく、管理不全空家等にも措置がとれる

空き家法に基づく略式代執行により特定空家を解体

市では、大串地内の特定空家について、令和6年2月に略式代執行による解体工事を実施しました。略式代執行は、所有者が死亡しており、相続人が見つからないなど、措置を命じる相手がいない場合に、市が所有者等に代わり必要な措置を実施するものです。下妻市では、初めての代執行による空家の解体となります。

今回解体した空き家は、家屋に倒壊の危険が見られ、また、通学路になっていることから、倒壊した場合には通行人や通行車両への危険性があるため、早急な解体が必要と判断しました。

解体に要した費用は、今後、相続財産清算人の選任等により、回収を図っていく方針です。



解体工事の様子